

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

建築物事業登録営業所講習会資料

（ 建 築 物 清 掃 業 ）

平成 29 年 度



東京都健康安全研究センター

目 次

第1章 清掃業界の動向と今後の課題について

(～労働力不足解消に向けた取り組み～) 3

第2章 建築物事業登録制度

- 1 建築物衛生法[※]の概要 21
- 2 建築物事業登録制度 26
- 3 登録基準 31
- 4 各種届出 36

第3章 様式例

- 1 新規・再登録申請に関する書類 42
- 2 変更届・廃止届 57
- 3 作成及び管理が必要な帳簿書類 61

窓口・問合せ先 65

※ 本書では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称として「建築物衛生法」を使用しています。

第 1 章

清掃業界の動向と今後の課題について (～労働力不足解消に向けた取り組み～)

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会

専任講師 北山克己 先生

建築物事業登録営業所講習会

清掃業界の動向と今後の課題について (～労働力不足解消に向けた取り組み～)

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会

清掃業界の現状～今後の課題

I. 清掃業界の現状

1. 労働力不足の現状
2. 少子高齢化の影響

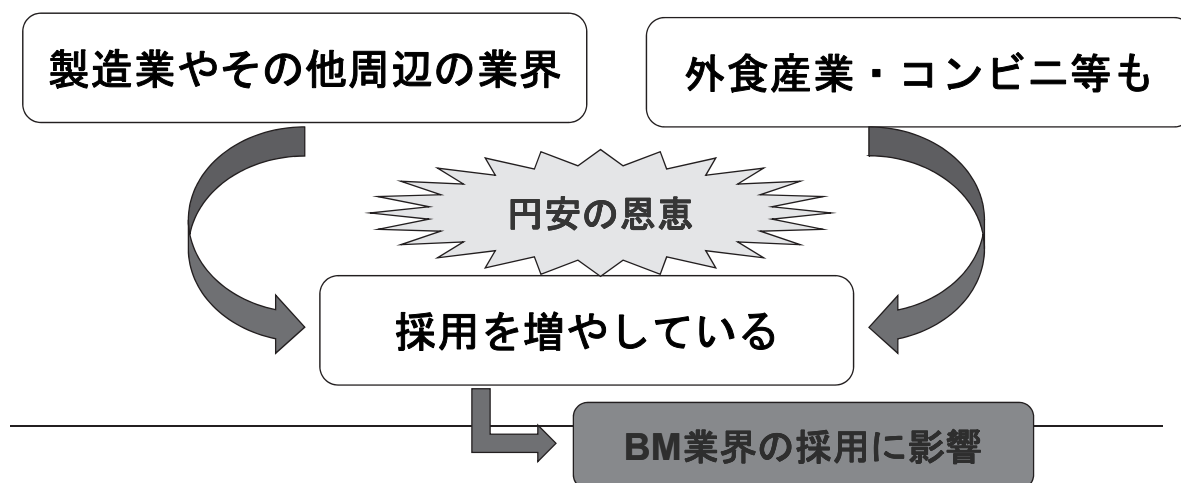
II. 課題解消に向けた取り組み

1. 清掃ロボットの活用
2. 外国人及び障がい者雇用の促進
3. 資機材の活用

III. 今後の課題

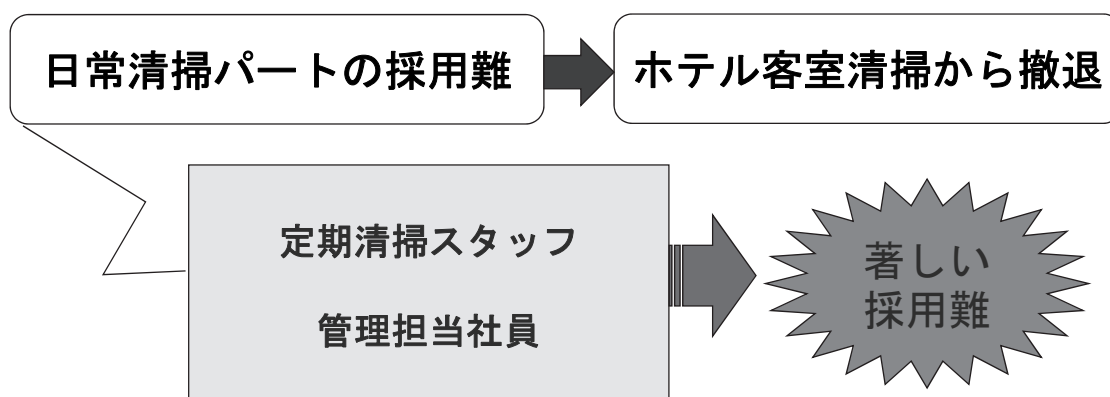
I. 清掃業界の現状

A. その他業界の現状



I. 清掃業界の現状

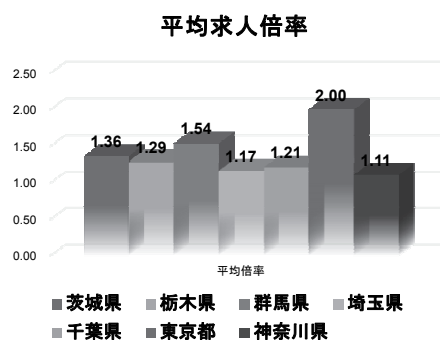
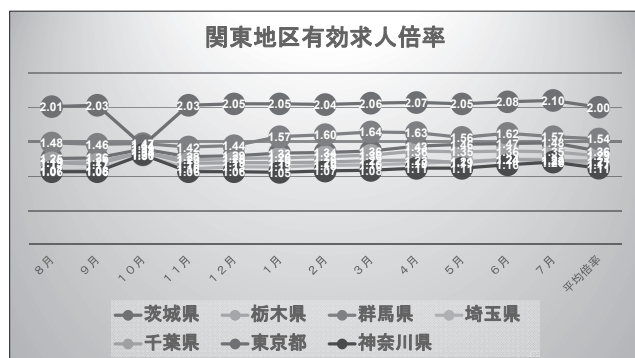
B. 労働力不足が慢性化



1.労働力不足の現状

A.有効求人倍率（関東地区）

H28. 8月～H28. 7月

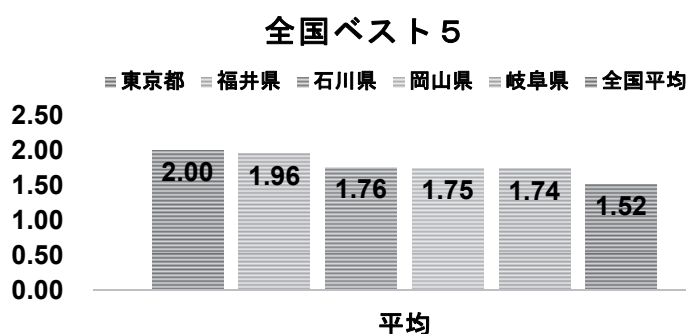


資料：厚生労働省

1.労働力不足の現状

B.有効求人倍率（全国）

H28. 8月～H29. 7月



1位	東京都	2.00倍
2位	福井県	1.96倍
3位	石川県	1.76倍
4位	岡山県	1.75倍
5位	岐阜県	1.74倍

資料：厚生労働省

1.労働力不足の現状

C.労働力不足の今後は？（東京都）

2020東京オリンピック・パラリンピック

大型ビルの建設ラッシュ・建て替え

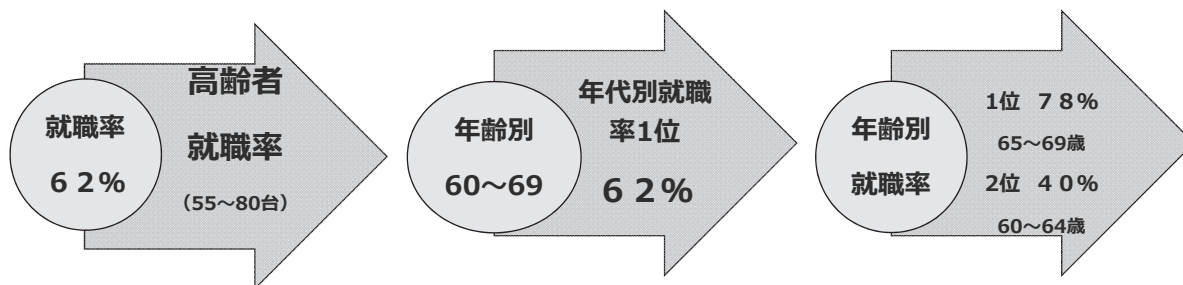
100万坪の
延床面積



約4000名必要
（2時間パート）

採用難
継続？

高齢者の就職状況（東京都の場合）



時間帯が合わない。（始業時間・勤務時間）

雇用条件（賃金・勤務地）

他の業界に就職している？

※ 資料：東京しごとセンター

1.労働力不足の現状

D.少子高齢化の影響（高齢化率の推移）

高齢化率

※人口に占める65歳以上の割合

2015年
26.6%



2065年
38.4%

1.労働力不足の現状

D.少子高齢化の影響（労働人口の変化）

資料：総務省

労働人口の変化

2016年
6,648万人



2065年
3,946万人

60%



49.9%

1.労働力不足の今後は？（予測）

東京オリンピック・パラリンピック建設ラッシュ

少子高齢化における労働人口減少

円安の恩恵で他業界も採用増



採用難の長期化？

Ⅱ.課題解消に向けた取組み

1.清掃ロボットの活用

2.外国人及び障がい者雇用の促進

3.資機材の活用

Ⅱ.課題解消に向けた取組み

1.清掃ロボットの活用



1.清掃ロボットの活用

A.清掃ロボットの市場規模（予測）



労働力確保が難しい
国のサービスロボット開発促進策
東京オリンピック開催に向けて清掃ロボットニーズの高まり

特に床面清掃ロボット市場が最も活性化

1.清掃ロボットの活用

B.導入に向けた様々な取り組み

●.プロジェクトチーム（大手BM企業）の立上げ



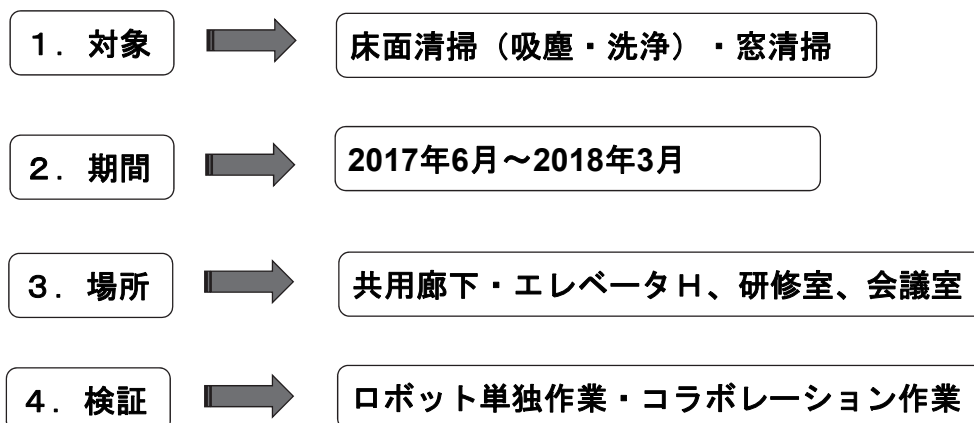
●.ロボット実証実験（全国ビルメンテナンス協会）



●.ロボット実証実験（東京ビルメンテナンス協会）の実施

1.清掃ロボットの活用

C.東京ビルメンテナンス協会における実証実験



1.清掃ロボットの活用

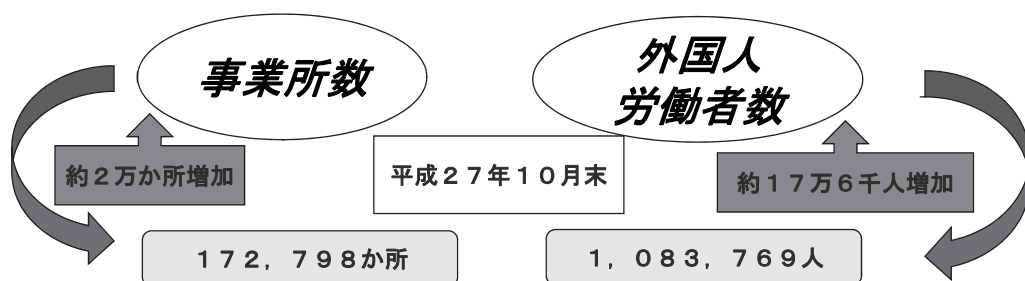
C.実証実験映像紹介



Ⅱ.課題解消に向けた取組み

2.外国人雇用の促進

A.外国人雇用状況 平成28年10月末現在

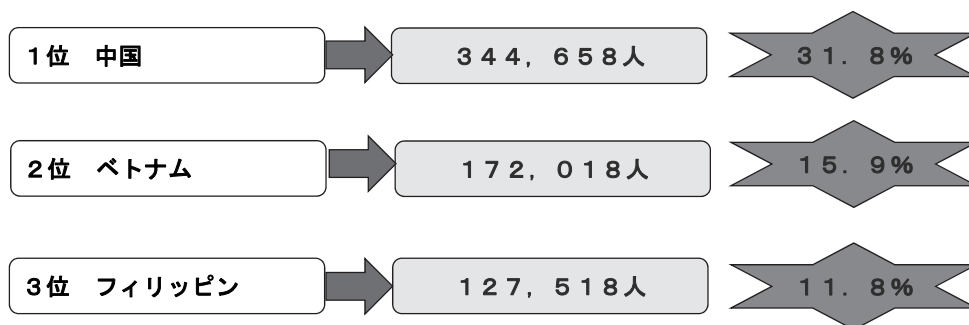


資料：厚生労働省

2.外国人雇用の促進

B.外国人労働者の属性

●国籍別労働者数

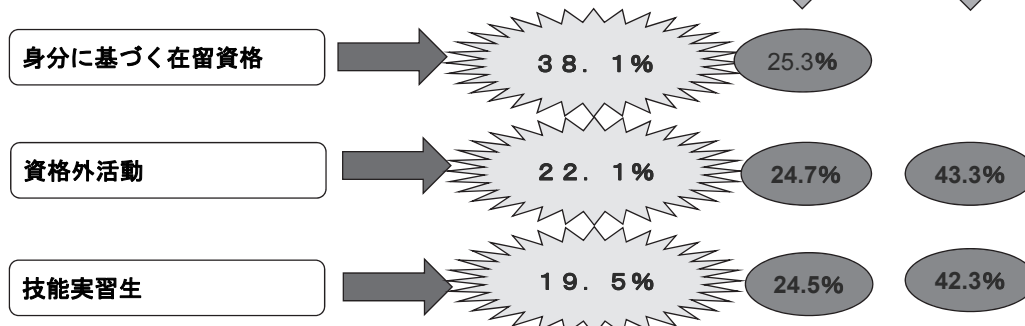


資料：厚生労働省

2.外国人雇用の促進

B.外国人労働者の属性

●在留資格別

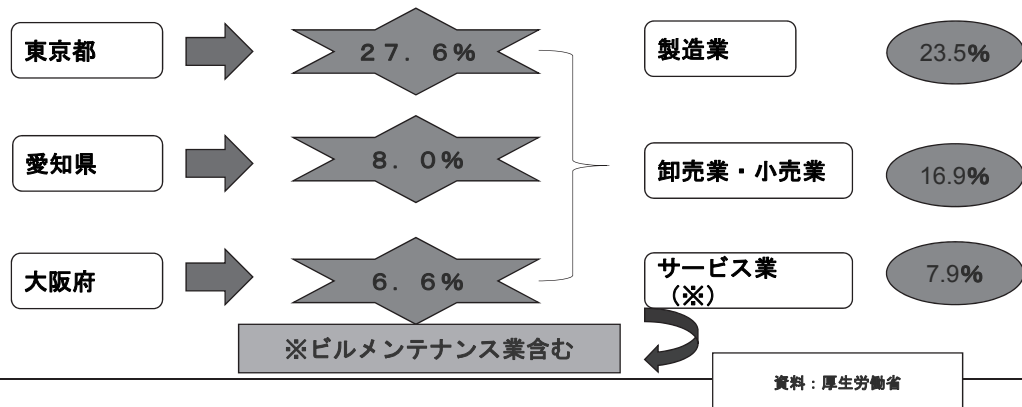


資料：厚生労働省

2.外国人雇用の促進

B.外国人労働者の属性

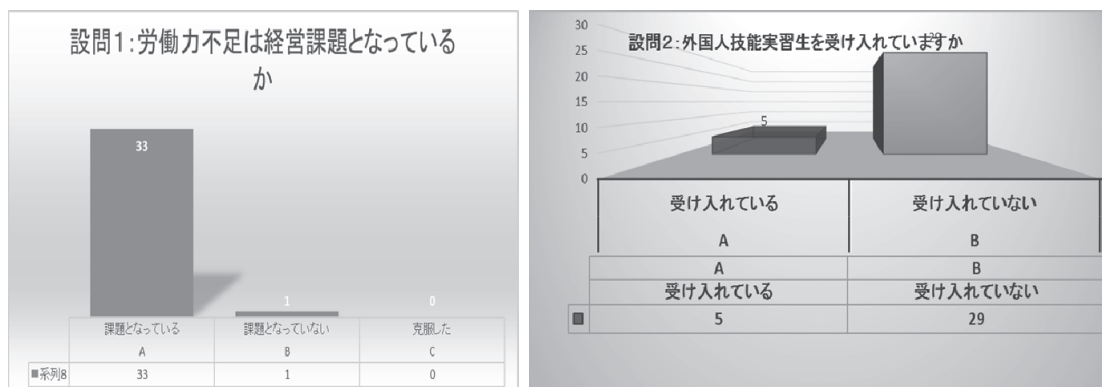
●産業別・都道府県別



2.外国人雇用の促進

技能実習生について

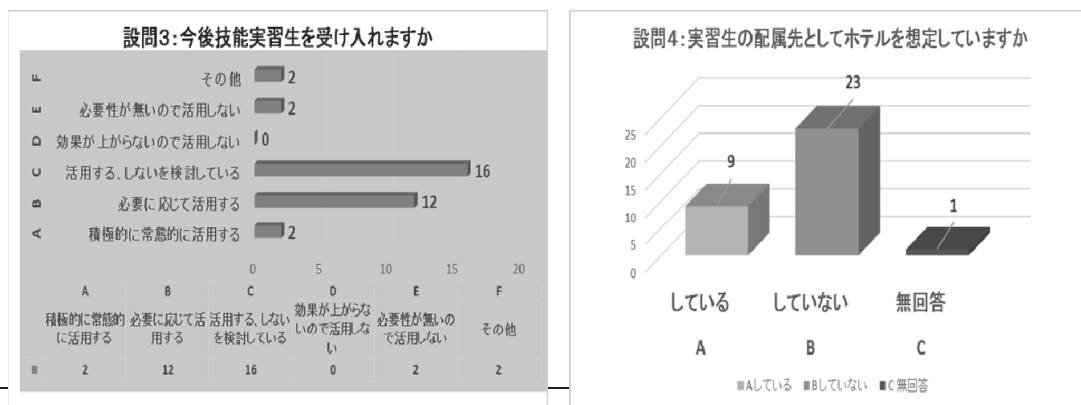
●アンケート調査結果



資料：全国ビルメンテナンス協会（東京地区）

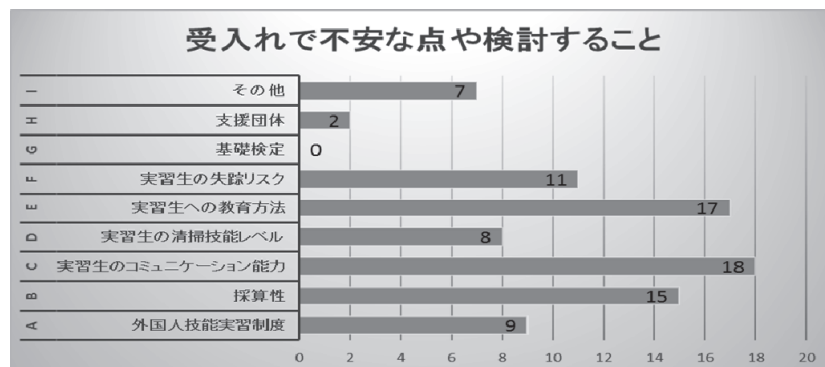
2.外国人雇用の促進 技能実習生について

●アンケート調査結果



2.外国人雇用の促進 技能実習生について

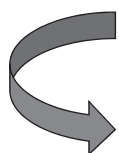
●アンケート調査結果



Ⅱ.課題解消に向けた取組み

3.障がい者雇用の促進

東京教育庁清掃部会の取組み



特別支援学校等で清掃作業を習得



清掃検定→清掃スキルの習熟度向上

求職
活動



3.障がい者雇用の促進

東京ビルメンテナンス協会の取組み



障がい者清掃作業指導員コース

1から学ぶ清掃研修（障がい者対象）

特別支援学校への巡回指導

インターシップ受入れ

セミナー開催

見学会開催

求職
支援



Ⅱ.課題解消に向けた取組み

4.資機材の活用

A.充電式タイプの機材



Ⅱ.課題解消に向けた取組み

4.資機材の活用

B.生産性の向上



機械化

充電式

生産性向上

Ⅲ. 今後の課題

1. 人材育成

2. 資機材の活用

3. 環境配慮（ケミカル）

1. 人材育成

1. ロボットオペレーター

マッピング作業等



オペレーター
の育成

2. コラボ作業の策定

共同作業の探求



ロボット
操作者の育成

1.人材育成

3.外国人指導者の育成

外国語マニュアルの整備

4.障がい者指導者の育成

障害の程度にあった作業プログラム編成

2.資機材の活用

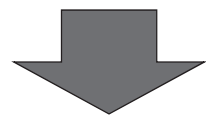
●資機材の機械化

充電式機材の有効活用

3.環境配慮

環境に配慮したケミカルの選定

省人化に
繋げる



従事者研修
の充実

第2章

建築物衛生法と事業登録制度

- 1 建築物衛生法の概要
- 2 建築物事業登録制度
- 3 登録基準
- 4 各種届出

1 建築物衛生法の概要

(1) 目的（法第1条）

建築物衛生法は、多数の人が使用又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上必要な事項を定めることによって、その建築物の衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としています。

(2) 特定建築物の定義（法第2条、法施行令第1条）

特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に供される部分の延べ面積が 3,000 m²以上（学校教育法第1条に規定する学校では 8,000 m²以上）の建築物をいいます。

(3) 建築物環境衛生管理基準等（法第4条・都の指導基準）

建築物衛生法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等について建築物環境衛生管理基準を定めています。特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者）は、この管理基準に基づいて建物を管理しなければなりません。

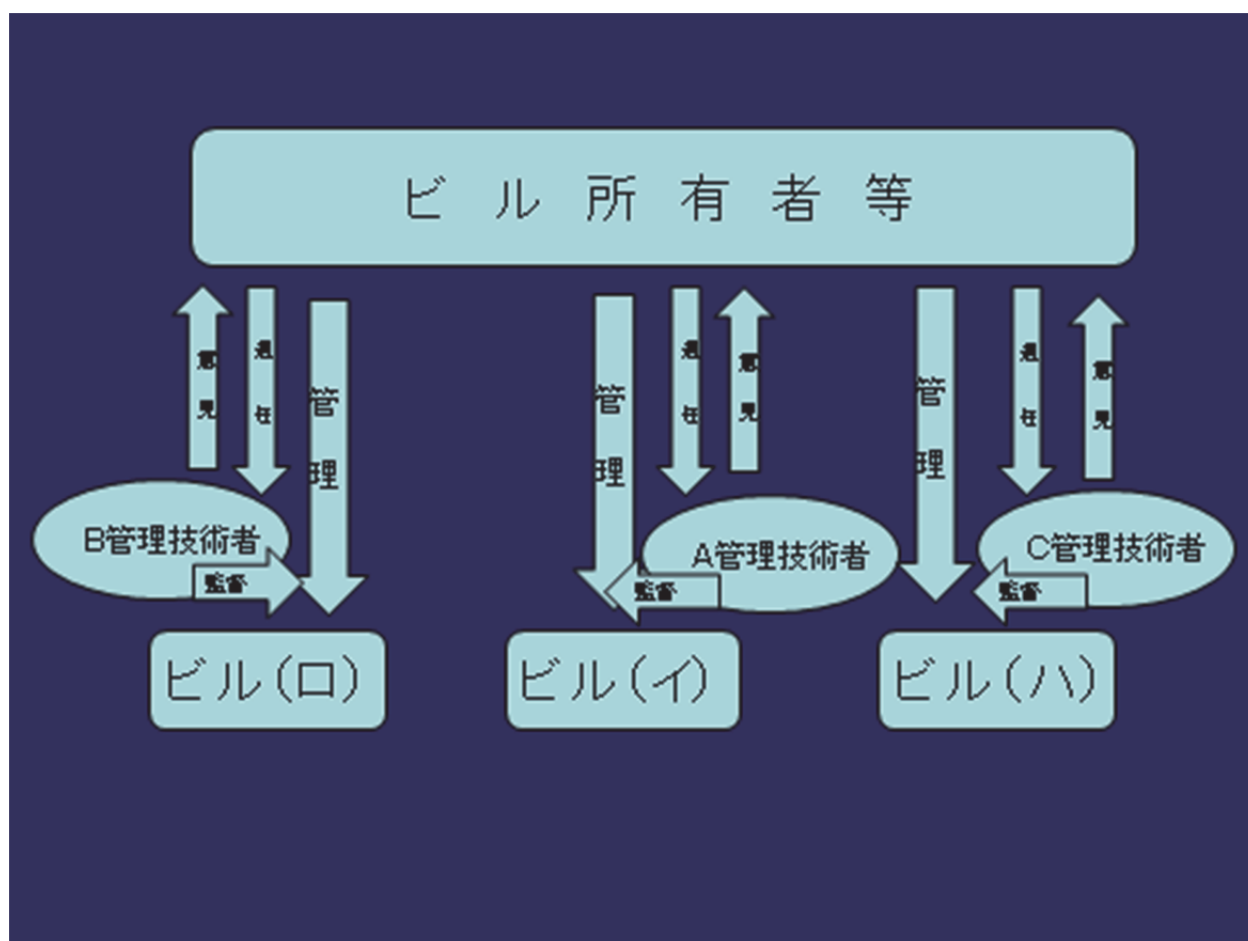
また、東京都では、地域特性を踏まえ、法令等に定めるもののほか、独自に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」を定め、「建築物環境衛生管理指導基準」を設けています。

建築物衛生法第4条に基づく「建築物環境衛生管理基準」と、東京都が定める「建築物環境衛生管理指導基準」を P.24 の表1にまとめました。

(4) 建築物環境衛生管理技術者（法第6条）

特定建築物の所有者（所有者以外に全部の管理について権原を有する者があるときは、その権原を有する者）は、その特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければなりません。ただし、既に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者に選任されている場合は、原則として、選任することができません。

また、都道府県知事の建築物事業登録を受けている登録業者の監督者等との兼任もできません。



建築物衛生法概念図

**建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱
(抜粋)**

(建築物環境衛生管理指導基準)

第3 特定建築物の監視、指導に当たっては、法令等に定めるもののほか、必要に応じ別に定める建築物環境衛生管理指導基準に従って指導するものとする。

建築物環境衛生管理指導基準

- 1 空気環境の定期測定場所については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。
なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。
- 2 飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。
- 3 飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。
また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内に1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。
- 4 排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。
- 5 ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。

表 1 建築物環境衛生管理基準等

		法施行規則（厚生労働省令）等	東京都の指導基準等	
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 （ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6月～9月の間に1回）	空気環境の定期測定の場所については、原則として各階ごとに、居室の用途、面積に応じて選定する。 なお、測定結果に問題点があった場合は、原因究明のための測定及び適切な是正措置を講ずる。	
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正		
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施		
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回実施		
給水・給湯管理（飲用・炊事用・浴用等）	貯水（湯）槽の清掃	1年以内ごとに1回実施		
	水質検査	①6月以内ごとと実施 （16項目、11項目） ②毎年6～9月に実施 （消毒副生成物12項目） ③地下水等使用施設： 3年以内ごとと実施 （有機化学物質等7項目）	飲料水の定期水質検査については、原則として給水系統別に末端給水栓で実施する。高置水槽方式の場合には高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、貯湯槽等の系統別に末端給湯水栓で実施する。	「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」により毎年報告を行う。
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回実施	飲料水の水質管理については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度を毎日、給水系統別に末端給水栓で実施する。 また、中央式給湯水については、色、濁り、臭い、味及び残留塩素濃度又は、給湯温度を7日以内ごとに1回、給湯水系統別に末端給湯栓で実施する。	
	防錆剤の水質検査	2月以内ごとに1回実施		
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌・濁度		
	水洗便所の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回実施 pH・臭気・外観・残留塩素 2月以内ごとに1回実施 大腸菌		
排水管理		排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回実施	排水槽（雨水貯留槽、湧水槽を除く。）の清掃については、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。 ※グリース阻集器は使用日ごとに捕集物・油脂を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う。	
清掃および廃棄物処理		日常清掃のほか、6月以内ごとに1回、大掃除を定期的に統一的に実施		
ねずみ等の点検・防除		6月以内ごとに1回（特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回）、定期的に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	ねずみ等の生息状況の点検については、原則として月に1回以上実施する。	

※ 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルビット対策指導要綱）の規定

○厚生労働省告示第 119 号

空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（抜粋）

第五 清掃並びに清掃用機械器具等及び廃棄物の処理設備の維持管理は、次に定める基準に従い行うものとする。

一 清掃

- 1 床面の清掃について、日常における除塵作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと。
- 2 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 3 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、徐じん、洗浄等を行うこと。
- 4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。

二 清掃用機械器具等清掃に関する設備の点検及び補修等

- 1 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取り換え等を行うこと。
- 2 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。

2 建築物事業登録制度

(1) 事業登録制度の法制化及び改正

特定建築物における、清掃や飲料水貯水槽清掃、飲料水水質検査及びねずみ昆虫等の防除などの維持管理は、特別な機械器具を使用し、作業方法についても十分な知識や経験が必要とされます。このため建築物の所有者自らが管理を行うよりも、業務の一部を専門の業者に委託する状況が多くなり、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者に対しても、より適切な業務の遂行能力が求められるようになってきました。

このような事情を背景に、これらの事業者の位置づけを明確にするとともに、その資質の向上を図ることを目的として、建築物の環境衛生上の維持管理を業とする 6 業種について、都道府県知事の登録制度を設けるなど、建築物衛生法の改正が行われました（昭和 55 年 5 月 10 日公布、同日施行）。

その後、20 年以上が経過し、建築物の環境衛生管理の技術的水準の向上や専門化などを背景として平成 13 年 12 月に法改正が行われ、新たに 2 業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管清掃業）の追加と、1 業種（建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業）の変更等が行われました。また、併せて登録要件の追加、変更も行われました（平成 13 年 12 月 14 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行）。

(2) 事業登録制度の概要

登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、登録を受けるか否かは任意とされています。したがって、登録を受けなくとも、その業務が制限されることはありません。但し、登録を受けた事業者は、登録の表示ができる一方、登録を受けない事業者は、登録又はこれに類似する表示を行うことが禁止されています。

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行います。登録を受けるためには、その営業所において事業を行うための機械器具等の設備、事業に従事する者の資格及びその他の要件が一定の基準を満たしていることが必要となります。

この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法などに関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます（図 1）。

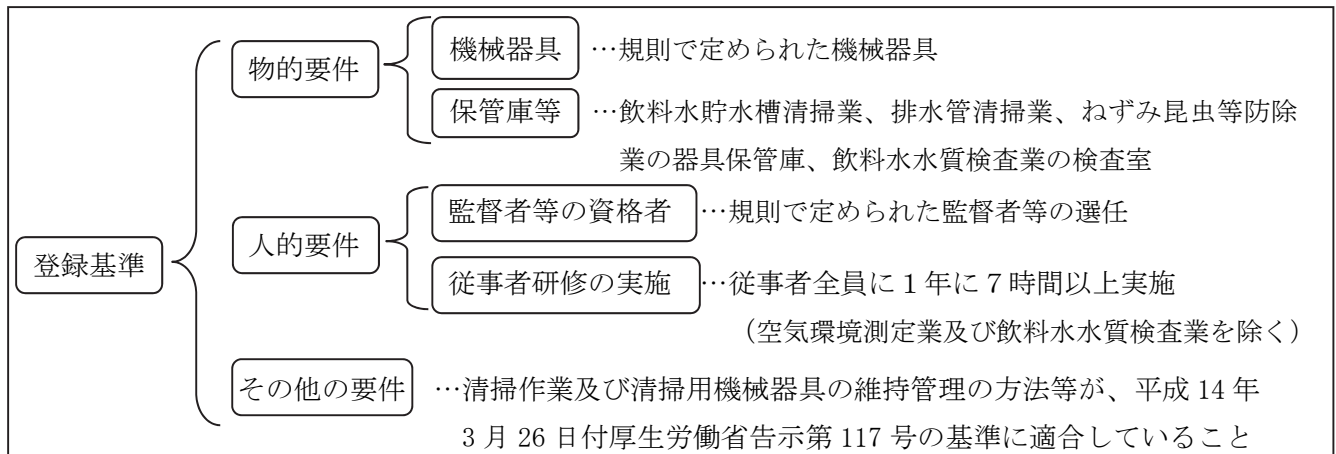


図1 登録基準の要件

ア 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

したがって、商業登記法等による登記をした営業所に限るものではありません。ただし、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

なお、登録申請は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に行い、東京都では、東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当が窓口となっています（P.65 参照）。

イ 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から6年間です（表2）。この期間を超えて登録業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受けなければなりません。

有効期間の終了が近づいている営業所は、有効期間が終了する前に、余裕を持って再登録申請の準備を行うようにしてください（P.37 参照）。

なお、有効期間を過ぎた後に申請した場合は、再登録申請とはならず、新規の登録申請の扱いになります。それまでの登録番号は使用できなくなり、新たな番号へと変更されることになります。

表2 登録番号と有効期間の例

	例 1	例 2	例 3
登録番号	東京都 60 清第〇〇〇号	東京都 27 清第〇〇〇号	東京都 21 清第〇〇〇号
有効期間	平成 27 年 10 月 2 日から 平成 33 年 10 月 1 日まで	平成 27 年 9 月 28 日から 平成 33 年 9 月 27 日まで	平成 21 年 9 月 2 日から 平成 27 年 9 月 1 日まで
説 明	昭和 60 年に初めて登録を受けて、その後登録を重ねている営業所です。	平成 27 年に初めて登録した営業所です。	新たな登録を受けていない場合は、登録営業所ではありません。

ウ 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示を行うことができます。一方、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われますから、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできません。

登 録 表 示 （ 例 ）

- 良い例 → 登録建築物清掃業、東京都〇〇清第〇〇〇号
- × 悪い例 → 認可、許可、東京都指定清掃業

エ 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容について表 3 に示しました。

表 3 登録業種

業 種		業 務 内 容
1 号	建 築 物 清 掃 業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
2 号	建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
3 号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4 号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
5 号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
6 号	建 築 物 排 水 管 清 掃 業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7 号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8 号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

オ 業種別の登録営業所数

東京都における、業種別の登録営業所数は次のとおりです（表４）。

表４ 業種別の登録営業所数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

登 録 業 種	営 業 所 数
建 築 物 清 掃 業	406
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	164
建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	26
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	46
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	902
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	171
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	302
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	356
合 計	2,373

※ 登録営業所の一覧（所在地、名称、電話番号等）については、
当課ホームページで公開しています。

(URL:http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/)

カ 作業監督者等の兼務の禁止について

登録業種の種類に関わらず、登録申請の際に、監督者等※の選任をしていただきます。ただし、(ア)～(ウ)のいずれの場合については、当該の登録業に専念する必要上、監督者等として選任することはできません（兼任は認められません。）(図 2)。兼任者でないことを資格者本人に十分に確認した上、申請を行ってください（次ページ「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について 2 留意事項」を確認してください。）。

(ア) 同じ業種について複数の営業所を登録し、その中で既に監督者等として登録されている場合

(イ) 他の業種で監督者等として登録されている場合

(ウ) 建築物環境衛生管理技術者として選任されている場合

※ 「監督者等」とは申請時に選任が必要な資格者のことで、業種ごとに異なります（表 5）。

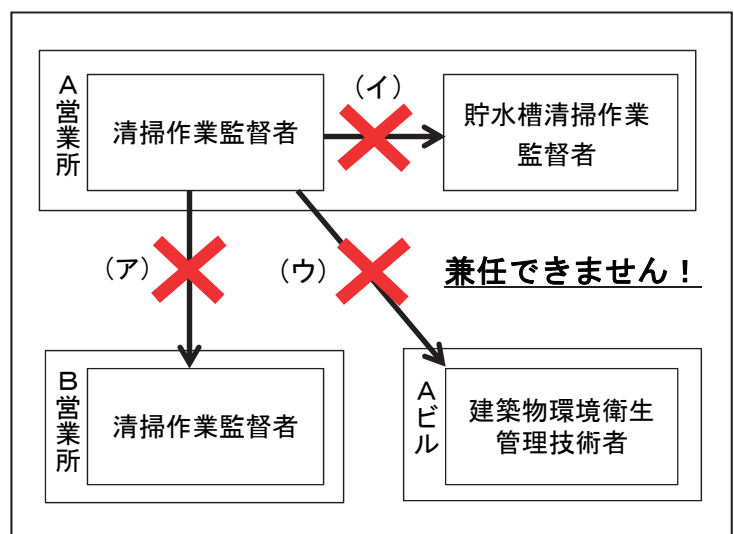


図 2 兼任禁止についてのイメージ図

表5 各業種における「監督者等」

登 録 業 種	監 督 者 等
建築物清掃業	清掃作業監督者
建築物空気環境測定業	空気環境測定実施者
建築物空気調和用ダクト清掃業	空気調和用ダクト清掃作業監督者
建築物飲料水水質検査業	水質検査実施者
建築物飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者
建築物排水管清掃業	排水管清掃作業監督者
建築物ねずみ昆虫等防除業	ねずみ昆虫等防除作業監督者
建築物環境衛生総合管理業	統括管理者、清掃作業監督者、 空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（抜粋）
（平成14年3月26日 健衛発第0326001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

2 留意事項

（1）登録業全体について

- ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。
- エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできないものであること。
- オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。

3 登録基準

事業者が登録を受けるためには、その営業所において、以下の登録基準を満たす必要があります（他の業種の基準については当課ホームページをご覧ください。P.65 参照）。

（１）機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）

ア 次の機械器具を有すること

（ア）真空掃除機

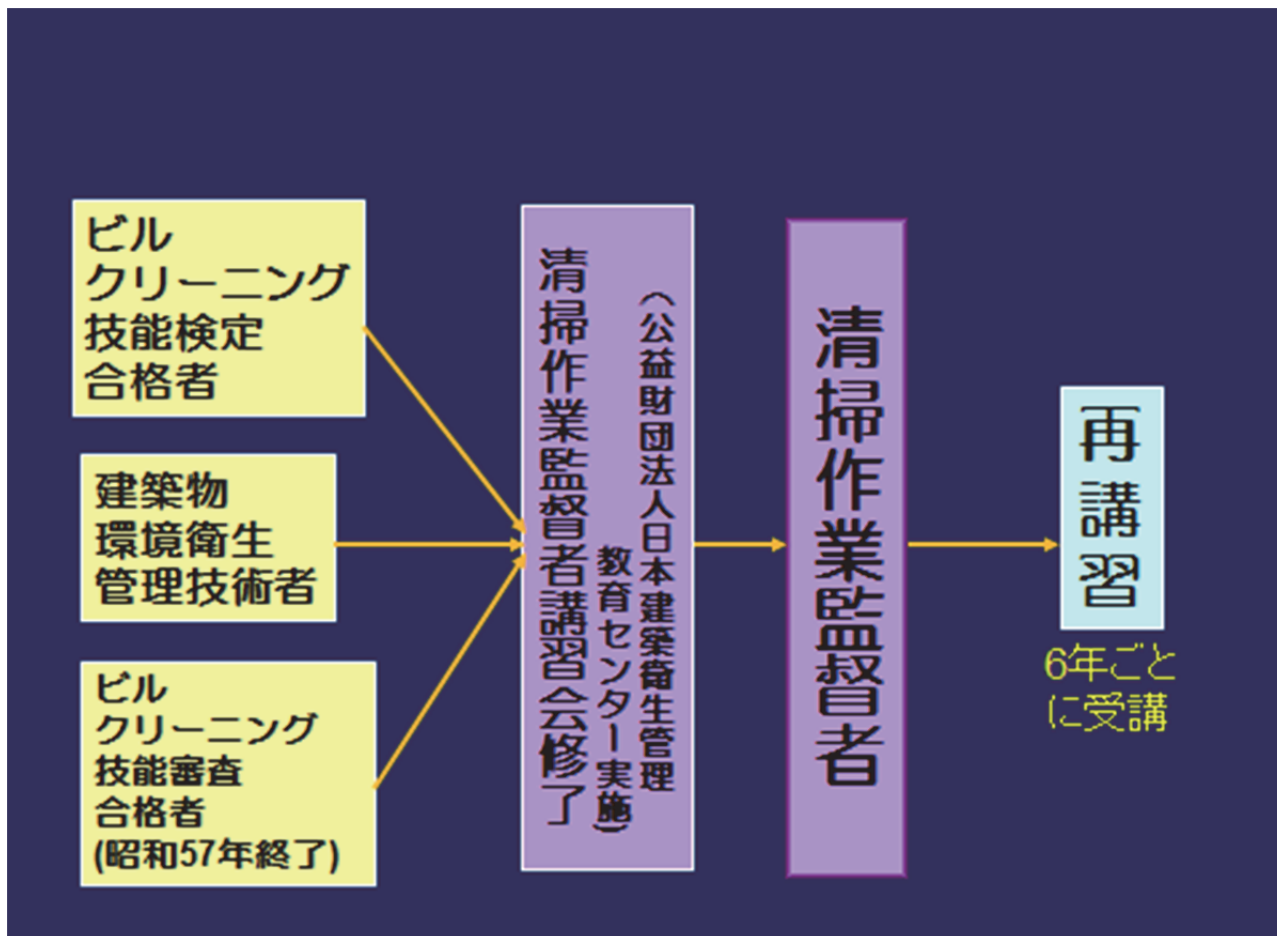
（イ）床みがき機

（２）事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）

ア 清掃作業監督者

営業所に、清掃作業監督者の資格を有するものが一人以上選任されていなければなりません。この監督者は、他の営業所や他の業種の監督者、特定建築物で選任された建築物環境衛生管理技術者との兼任は認められません（P.29、図 2 参照）。

※「清掃作業監督者」の資格を有する条件



イ 清掃作業従事者

清掃作業に従事するすべての者（アルバイト、パート含む）は、事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施主体となって定期的に行う研修を受けなければなりません。

なお、研修の内容は最新の情報などを盛り込むとともに、受講者の技能の程度に応じたものにしてください。

以下のカリキュラム例を参考にしてください。

<カリキュラムの考え方>

1. 7 時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2 年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1 年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空式掃除機、床みがき機の使い方／洗浄の種類と目的／主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180 分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗浄剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60 分
安全及び衛生	清掃作業における労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60 分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60 分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分

2 年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具・資材の使用方法(床材別)	弾性床材／硬性床材／繊維床材／木質床材／繊維床材の特徴／カーペット床の維持管理／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
機械器具・資材の使用方法(場所別)	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、階段の清掃／エレベータ、エスカレータの清掃／外周、その他の清掃／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90 分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60 分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁防止法	60 分
作業従事者の責任と任務	作業者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60 分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60 分
最新技術の動向	最新技術の動向	60 分

(3) 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（その他の要件）

自社の作業方法や機械器具の維持管理方法等が、厚生労働省告示第 117 号（平成 14 年 3 月 26 日、P.34 参照）「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」（以下、「告示第 117 号」という。）に全て適合している必要があります。

新規登録申請及び再登録申請の際には、「その他の要件」を満たしているかどうかの審査を行うため、上記の事項を記載した書類を提出していただきますが、記載内容が不十分であるために、再提出の扱いになる事例が見受けられます。

告示第 117 号の基準に全て適合することを確認してください。

○厚生労働省告示第 117 号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（抜粋）

第一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号。以下「規則」という。）第二十五条の第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと。

二 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。

三 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。

四 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。

五 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取り換え等を行うこと。

六 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。

七 一から六までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。

八 七に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

九 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間（以下「受託者の氏名等」という。）を建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

十 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第六条に規定する建築物環境衛生管理技術者（以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。）からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

【再掲】

○厚生労働省告示第 119 号

空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（抜粋）

第五 清掃並びに清掃用機械器具等及び廃棄物の処理設備の維持管理は、次に定める基準に従い行うものとする。

一 清掃

- 1 床面の清掃について、日常における除塵作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと。
- 2 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 3 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、徐じん、洗浄等を行うこと。
- 4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。

二 清掃用機械器具等清掃に関する設備の点検及び補修等

- 1 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取り換え等を行うこと。
- 2 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。

4 各種届出

(1) 変更届 (様式はP.57参照)

表6の事項に変更が生じた場合には、その日から30日以内に変更届を提出してください。手数料、押印は必要ありません。

表6 変更届が必要な主な事項

変 更 事 項	添 付 書 類 等
申請者の名称、所在地 代表者氏名	法人の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (原本、発行日から3か月以内のもの)
営業所の名称 営業所責任者氏名	—
営業所の所在地	営業所付近の見取図
保管庫の所在地	保管庫の見取図
機械器具	名称、型式、台数を記載した書類
清掃作業監督者 (再講習受講を含む)	清掃作業監督者の資格を証する書類 (原本)
その他の要件	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理 の方法を記載した書面 (作業マニュアル等)

注 意

- ・これらの変更をした場合、変更後も登録の基準を満たさなくてはなりません。
- ・変更事項の内容により営業所等の現場確認検査を行うことがあります。
- ・登録証明書の修正、再発行は行いません。
(清掃作業監督者の資格を証する書類は原本確認後、返却します。)

(2) 廃止届 (様式はP.59参照)

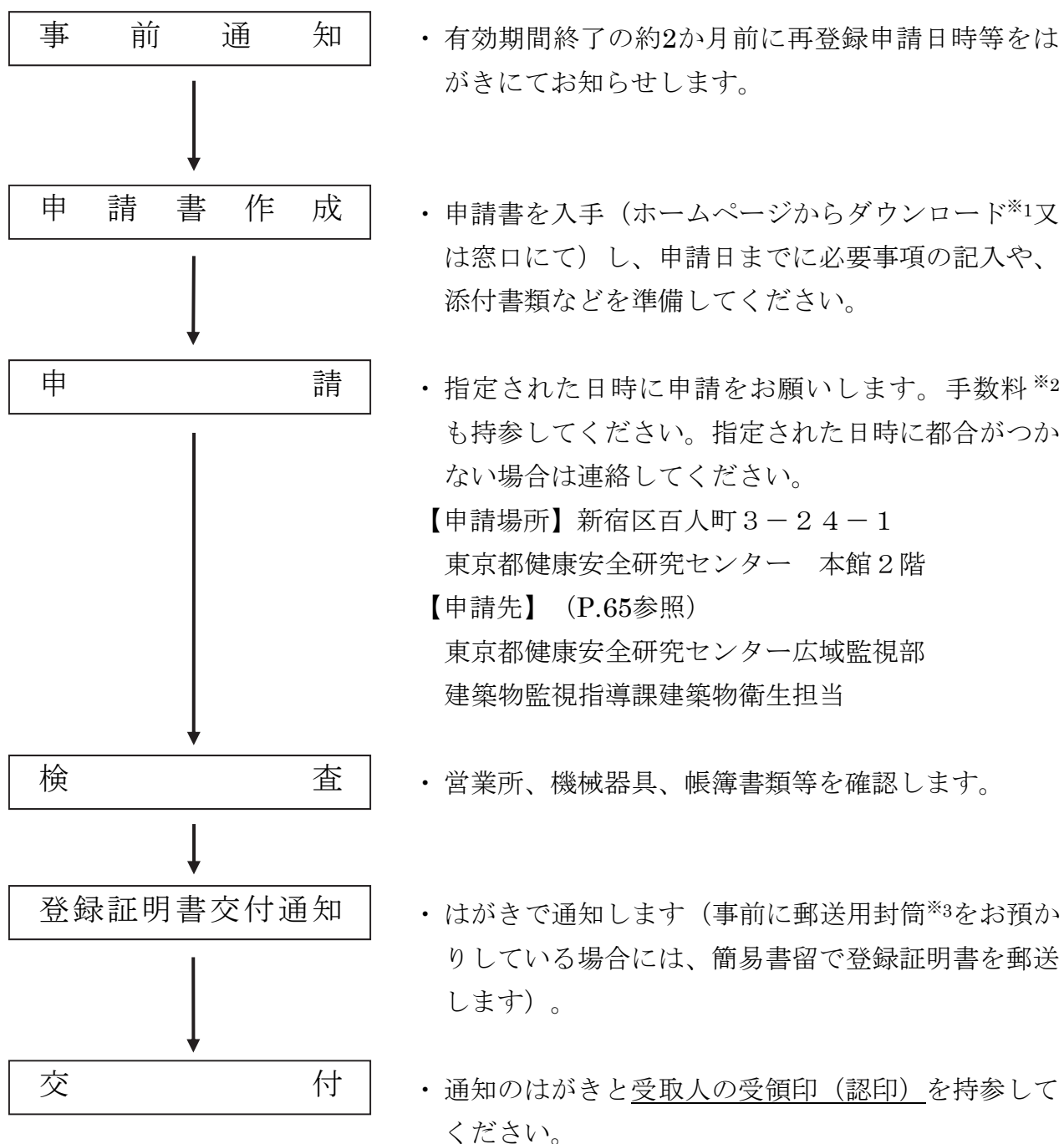
登録に係る業務を廃止したときは、その日から30日以内に廃止届を提出してください。

その際に、営業所の登録証明書の原本を持参してください。

(3) 再登録申請 (様式はP.42～48参照)

登録の有効期間は6年です。6年を超えて引き続き登録を受けようとする場合には、新たに登録 (再登録) を受けなければなりません。申請は、次ページの要領に従って行うようにしてください。

再登録の申請方法



※1 東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課のホームページに様式を掲載しています。

（検索サイトで「東京都の事業登録制度」と検索してください。）

URL : http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/

※2 建築物清掃業：40,000 円

※3 郵便番号、宛先、宛名を明記した角形2号の封筒（A4判の用紙が折らずに入るもの）に450円分の切手を貼付してください。

第 3 章

様式例

- 1 新規・再登録申請に関する書類
- 2 変更届・廃止届
- 3 作成及び管理が必要な帳簿書類

1 新規・再登録申請に関する書類

新規登録又は再登録を申請する場合は、申請書（P.42～48）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。

また、「作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法」については、作成例（P.52～56）を参照して作成してください。

2 変更届・廃止届

申請内容に変更が生じた場合は変更届（P.57）を作成し、必要な書類を添付して提出してください。また、事業登録を廃止する場合は、廃止届（P.59）を作成し、登録証明書の原本を添付して提出してください。

3 作成及び管理が必要な帳簿書類

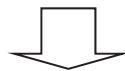
営業所に備えておく帳簿書類の様式例を掲載（P.61～63）していますので、参考にしてください。

◎ 申請書、変更届、廃止届及び帳簿書類※の様式はホームページからダウンロードできます。

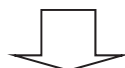
※ 「機器管理台帳」及び「排水管清掃作業従事者研修実施記録表」

「建築物監視指導課のページ（東京都の事業登録制度）」
http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/

検索サイトで「東京都の事業登録制度」を検索



「新規申請・再登録申請」「変更届・廃止届」「帳簿書類の様式例」



「MS-Word」、「MS-Excel」又は「PDF」の形式で様式がダウンロードできます。

				保存期間	常1年	分類記号	G010100			引継ぎ	
健 研 建 登 第 号					処 理 経 過	施 行	平成	年	月		日
浄 書	浄書照合	公印照合・押印	回付・施行上の注意			決 定	平成	年	月		日
						起 案	平成	年	月		日
						収 受	平成	年	月		日
あて先					発信者名	知 事			発 送		
課	決 定 権 者 (課 長)	審 査 (文書取扱主任)	審 議 (課長代理)	起案	健康安全研究センター			起 案 者			
					広 域 監 視 部						
					建 築 物 監 視 指 導 課						
次のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、案により登録証明書を交付する。											

平成 年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号

住 所

申 請 者

氏 名

電 話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地、代表者の氏名)

建 築 物 清 掃 業 登 録 申 請 書

下記のとおり建築物清掃業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により申請します。

記

1 営業所の名称 電 話 ()

2 営業所の所在地 郵便番号

3 営業所の責任者氏名

4 添付書類

(1) 清掃作業監督者の資格を証する書類

(2) 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法を記載した書面

(3) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	料金収納印	番 号 ・ 区 別		処 理 経 過			
		新・再 の区分	新 ・ 再	謄 本 照 合		登 録 入 力	
		登 録 番 号		収 受 入 力		登録簿	
				収受簿		通 知 送 付	

清掃作業監督者

(太枠内のみ記入してください)

氏名				生年月日	昭和 平成 年 月 日		
資格当 格種 別○	ビルクリーニング技能検定合格者	番 号				照 合	
	建築物環境衛生管理技術者	取得年月日	. .				
講習近 習記 録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照 合	清再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		. .			

氏名				生年月日	昭和 平成 年 月 日		
資格当 格種 別○	ビルクリーニング技能検定合格者	番 号				照 合	
	建築物環境衛生管理技術者	取得年月日	. .				
講習近 習記 録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照 合	清再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		. .			

氏名				生年月日	昭和 平成 年 月 日		
資格当 格種 別○	ビルクリーニング技能検定合格者	番 号				照 合	
	建築物環境衛生管理技術者	取得年月日	. .				
講習近 習記 録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照 合	清再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		. .			

氏名				生年月日	昭和 平成 年 月 日		
資格当 格種 別○	ビルクリーニング技能検定合格者	番 号				照 合	
	建築物環境衛生管理技術者	取得年月日	. .				
講習近 習記 録	監督者講習 修了証番号	清 第 号	照 合	清再第 号	照 合	有効期限	. .
	取得年月日	. .		. .			

営 業 所 名 称	営 業 所 所 在 地
--------------	----------------

機械器具等設備の概要

機械器具名	名 称 ・ 型 式	台 数	購入年月日
真空掃除機			
床みがき機			

営 業 所 名 称		営 業 所 所 在 地	
--------------	--	----------------	--

登録を受けている他事業の登録番号

東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号
東京都	第	号	東京都	第	号	東京都	第	号

営業所付近の見取図

ビル名称		階 数	
線	駅より	徒歩 バス	分又は 行 下車、徒歩 分

営 業 所 名 称	営 業 所 所 在 地
--------------	----------------

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業手順			

作業実施方法等（例）

年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法	
苦情及び緊急の連絡に対する体制	

清掃作業監督者

(太枠内のみ記入してください)

課	決定権者 (課長)	審査 (文書取扱主任)	審議 (課長代理)	健康安全研究センター 広域監視部	起案	発信者名	知事	発送	年	月	日
								発			
あて先									平成	年	日
浄書	浄書照合 公印照合・押印	回付・施行上の注意						受理	平成	年	日
								理決	平成	年	日
								起案	平成	年	日
								経過	平成	年	日
健康研究 登第 号 交付期間 市工年 力発証シケ 経過											

東京都知事 殿

郵便番号

住所

申請者

氏名

平成 年 月 日

代表者の氏名

電話

法人の場合は

株式会社〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

のように記入する

下記のとおり建築物清掃業の登録を受けたいので、第12条の2第1項の規定により申請します。

建築物清掃業 登

記

この名称でこの所在地の営業所に対して登録番号が付与されるので要注意

1 営業所の名称

2 営業所の所在地

3 営業所の責任者氏名

4 添付書類

(1) 清掃作業監督者の資格を証する書類

(2) 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法を記載した書面

(3) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

この名称でこの所在地の営業所に対して登録番号が付与されるので要注意

収 受 印	料金収納印	番 号 ・ 区 別	処 理	経 過
		新・再 の区分	本 騰 合 照	登 録 入 力
		登 録 番 号	収 受 力 入	登 録 簿
			収 受 簿	知 通 送 付

	(1号 1/5)
--	----------

氏名	昭和 生年月日	平成	昭和平成	年	月	日
資格 格別○	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者	番号 取得年月日	照合 清再第 号	有効期限	照合	
講習修了証番号の記録	監督者講習修了証番号 取得年月日	照合 清第 号	照合 号			
現在有効な監督者講習（再講習）について記入してください。	ここは記入しないでください。	これは記入しないので要 注意	昭和 生年月日	平成		
資格 格別○	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者	番号 取得年月日	照合 清再第 号	有効期限	照合	
講習修了証番号の記録	監督者講習修了証番号 取得年月日	照合 清第 号	照合 号			

氏名	(該資格に種別)	ビルクリーニング技能検定合格者 建築物環境衛生管理技術者 ビルクリーニング技能審査合格者	番号	取得年月日	昭和 年 月 日 平成					
							照合			
								有効期限		
									照合	
										号
照合										
	第									
		号								
			監督者講習 直修了証番号							
取得年月日										
	録									
		の記								
			の記							
の記										
	の記									

氏名	昭和 生年月日	年	月	日
(資格当座) 別○	番号	取得年月日	照合	有効期限
ビルクリーニング技能検定合格者	照合	番号	清再第	照合
建築物環境衛生管理技術者				
ビルクリーニング技能審査合格者	照合	番号	清再第	照合
ビルクリーニング技能審査合格者				
監督者講習 修了証番号	照合	番号	清再第	照合
講習直近の 講習修了証番号				
取得年月日	照合	番号	清再第	照合
取得年月日				

(1号 2/5)

従事者研修の実施状況

[illegible]

營業所名稱	營業所所在地
-------	--------

(1号 3/5)

[illegible]

營業所名稱	營業所所在地
-------	--------

(1号 4/5)

登録を受けている他事業の登録番号

東京都	第 号	東京都	第 号	東京都	第 号
東京都	第 号	東京都	第 号	東京都	第 号

建築物衛生法の事業登録を受けている場合のみ記入してください。
他法の許可等は記入しないでください。

営業所付近の見取図

ビル名称	階 数
線	駅より { 徒歩 分又は 行 下車、徒歩 分 バス

営業所 名	営業所 所在地
----------	------------

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】



（清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

（ポイント）

登録されている監督者を含めてください。1 班体制でも構いません。

（例 1）

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	真空掃除機、床磨き機 等
2 班	建物 花子	真空掃除機、ほうき 等

（例 2）

作業班名	監督者	使用する機械器具
山田班	山田 琵琶留男	真空掃除機、床磨き機、ほうき 等
鈴木班	鈴木 美留子	床磨き機 等
高橋班	高橋 尾瑠人	ほうき、ちりとり 等

（例 3）

作業班名	監督者	使用する機械器具
日常清掃班	建築 太郎	真空掃除機、ほうき、ちりとり 等
定期清掃班	建物 花子	床磨き機 等

II 作業手順

1 清掃作業工程（日常清掃以外の箇所の定期点検に関する事項を含む）

◎（告示第 117 号 第一の一）

床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行う。

◎（告示第 117 号 第一の二）

カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行う。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。

◎（告示第 117 号 第一の三）

日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。

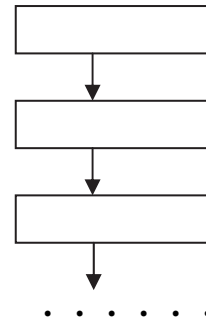
具体的な作業工程

（例 1）

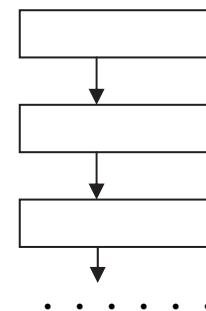
- 1) 日常清掃
床面：○○○
カーペット：○○○○
.....
- 2) 定期清掃
床面：○○○
床面（剥離清掃）：○○○
カーペット：○○○
その他：○○○
.....

（例 2）

日常清掃



定期清掃



ポイント

日常清掃（床面やカーペット類の清掃について）及び定期清掃について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください。

2 機械器具等の点検の方法

◎（告示第 117 号 第一の五）

真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

3 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法

◎（告示第 117 号 第一の四）

建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的方法により速やかに処理する。

◎（告示第 117 号 第一の六）

廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行う。

具体的な処理方法

ポイント

廃棄物及び排水の処理方法について記述してください。

4 作業計画及び作業手順書の策定

◎（告示第 117 号 第一の七）

1 から 3 までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行う。

5 清掃作業等に係る点検、適切な措置

◎（告示第 117 号 第一の八）

4 に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

6 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

- (例) 現場の担当者が作成した日誌に基づき、清掃作業監督者等が報告書を作成し、発注者に提出する。報告書には、作業箇所、作業内容、担当者等を明記する。この際、控えを作成し保存する。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第一の九）

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を、建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第一の一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

（業務を委託しない場合）

- (例) 自社にて実施するので委託はなし。

（業務を委託する場合）

- (例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあつては名称）：〇〇株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲：床清掃のみ、清掃作業全般、等
- (3) 業務を委託する期間：1 年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。ただし、委託をする業務の範囲が、建築物の外壁や窓の清掃のみの場合は記述不要です（登録業の業務の範囲外であるため）。

また、作業員の一部分が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

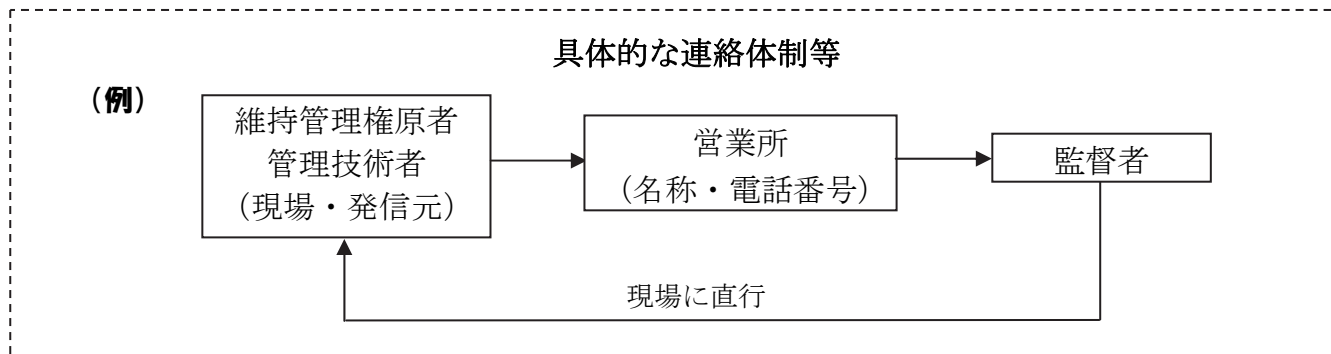
2 について：1 の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3 について：委託を受ける者も、告示第 117 号第一の一から六に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第 117 号 第一の十）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。
最後に発信元に戻る体制にしてください。
個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称

2 営業所の所在地 〒 東京都

電話 ()

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 第 号

5 変更事項

旧

新

6 変更年月日 平成 年 月 日

○ 添付書類

- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
- ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図

○ 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)

- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
- ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	謄本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第9号様式

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

届出年月日を記入してください。

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

電話 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録変更届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記のとおり変更しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社〇〇〇〇 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 〇3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 〇〇〇 第 〇〇〇 号

5 変更事項 【変更した事項について記入してください(例:申請者代表者の変更)】

旧 【変更前について記入してください】

新 【変更前について記入してください】

変更した年月日を記入してください。

6 変更年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

○ 添付書類

- ・営業所、機械器具保管庫及び検査室の所在地の変更の場合は、その案内図
- ・機械器具保管庫及び検査室の構造設備の変更の場合は、その建物内の平面図及び機械器具等の配置図

○ 持参書類(コピー不可、確認後に返却します。)

- ・監督者等の変更の場合は、資格を証する書類
- ・法人の名称、所在地及び代表者の変更の場合は、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

収 受 印	処 理 経 過	
P.32 に詳しく書いてあります。 必ずご覧下さい。	本照合	
	入 力	
	登 録 簿	

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所 〒

氏名

電話 ()
(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

- 1 営業所名称
- 2 営業所の所在地 〒 東京都
電話 ()
- 3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業
- 4 登録番号 東京都 第 号
- 5 廃止年月日 平成 年 月 日

添付書類
・登録証明書

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

記入例

第10号様式

平成 00 年 00 月 00 日

東京都知事 殿

届出年月日を記入してください。

申請者 住所 〒000-0000

新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社0000 代表取締役 0000

電話 03 (0000) 0000

(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)

建築物事業登録廃止届

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条の規定により届け出ます。

記

1 営業所名称 株式会社0000 西新宿営業所

2 営業所の所在地 〒000-000 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
電話 03 (0000) 0000

該当の登録区分を○で囲んでください。

3 登録区分 清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・飲料水水質検査業・
飲料水貯水槽清掃業・排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・環境衛生総合管理業

4 登録番号 東京都 000 第 000 号

5 廃止年月日 平成 00 年 00 月 00 日

廃止した年月日を記入してください。

添付書類

・登録証明書

登録証明書を添付してください。

収 受 印	処 理 経 過	
	台 帳	
	入 力	
	登 録 簿	

機 器 管 理 台 帳

年 月 日作成

一般名称		整 理 番 号	
商 品 名		購 入 年 月 日	年 月 日
型 式		製 造 番 号	
製 造 元		購 入 価 格	
購 入 先	TEL ()		
性 能 等	＜付属部品＞		
保 守 ・ 点 検 等 管 理 状 況			
年 月 日	内 容	担 当 者	
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回
対象者： 研修1年目の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 右記項目中で実施したものは○印をつける 研修に使用した資料は添付する	(1) 清掃用機械器具の種類と使用方法	備 考 テキスト名 ()	
	(2) 清掃用資材の種類と使用方法		
	(3) 清掃作業の安全と衛生		
	(4) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名		月 日 補講済	
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

清掃作業従事者研修実施記録表(例)

年 第 回

対象者： 研修2年目以降の従事者

研 修 日 時 (年間7時間以上を確保)	年 月 日 : ~ :	場 所	
指 導 者	氏名及び資格 (団体名)		
内 容 (1)から(3)までの科目は 必修とし、(4)の科目は 選択とする 右記項目中で実施した ものには○印をつける 研修に使用した資料は 添付する	(1) 清掃用機械器具の種類と使用方法	備 考 テキスト名 ()	
	(2) 清掃用資材の種類と使用方法		
	(3) 清掃作業の安全と衛生		
	(4) その他 ア 建築物の環境衛生行政 イ 作業従事者の責任と任務 ウ 環境問題 エ 最新技術の動向		
参 加 従 事 者 氏 名			
欠 席 従 事 者 氏 名			月 日 補講済
営 業 所 責 任 者	(氏 名)		印

清

検査年月日	平成	年	月	日
監 視 員				
立 会 者				

建築物事業登録営業所立入検査指導書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 5 に基づく立入検査結果は次のとおりです。

営業所名称				
営業所所在地	区・市・郡	町	丁目	番 号
登録番号	東京都	清 第	号	
検査の区分	新規・再登録・変更・監視・他（ ）			

1 検査結果（登録要件）

項 目	No.	検 査 項 目	判定	備 考
物的要件	1	機械器具がある・申請内容と一致している・他の営業所と兼用していない。(真空掃除機、床みがき機)		
	2	清掃作業監督者がいる・兼任していない・再講習修了証がある。		
人的要件	3	従事者研修を実施している。		
	4	申請した営業所所在地に営業所が実在している。		
その他	5	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準（告示）に適合している。		

2 監視結果

	項 目	No.	検 査 項 目	判定	備 考
帳簿・書類等の整備状況	機 器 管 理 台 帳	1	機器管理台帳を作成し、保存してある。		
	報 告 書	2	内容が適切に記載されている。(点検、その他)		
	報 告 書	3	報告書を作成し、控を保存してある。(作業計画書、実施明徳所、日誌、その他。)		
		4	従事者研修を実施している。		
	従 事 者 研 修	5	従事者研修実施記録を作成し、保存してある。		
		6	実施方法が適切である。(時間、受講者、内容、指導者、その他)		
設備などの維持管理状況	機 械 器 具 等	7	機械器具の点検・整備をしている。		
		8	機械器具が衛生的であり、整理整頓されている。		
	安 全 対 策	9	作業の安全と衛生対策が十分である。		
その他	登 録 の 表 示	10	登録の表示が適切である。		
	作 業 手 順	11	作業手順が適切である。(工程、委託方法、連絡体制)		

3 指導事項

判定欄の見方	☐ …完備・良好	☒ …不備・不良	☐ …一部不備・不十分
	☒ …要注意	☒ …該当せず	

窓口・問合せ先

建築物事業登録に関する窓口・問合せ先

東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当

所在地：〒169-0073

新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階

電話：03-5937-1058

FAX：03-5937-1099

URL：http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/touroku/

(検索サイトで「東京都の事業登録制度」と検索)



※ JR 中央・総武線 大久保駅 北口 徒歩約 10 分

※ JR 山手線 新大久保駅 徒歩約 15 分

登録番号（２９）２７

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」
建築物事業登録営業所講習会資料

平成２９年１月発行

編集・発行 東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課建築物衛生担当
新宿区百人町三丁目２４番１号 東京都健康安全研究センター 本館２階
電話番号 ０３－５９３７－１０５８（直通）

印刷 株式会社まこと印刷
港区虎ノ門五丁目９番２号
電話番号 ０３－５４０５－２０５０

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

